

[御意見募集要項]

1. 意見募集対象

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」への意見の募集について

2. 募集期間

平成15年7月23日（水）～平成15年8月22日（金）17:45締切り

3. 提出方法

[意見提出用紙]の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。

- (1) 郵送：下記[意見提出用紙]の様式に従って提出して下さい。
- (2) ファクシミリ：下記[意見提出用紙]の様式に従って提出して下さい。
- (3) 電子メール：下記[意見提出用紙]の項目に従い、テキスト形式で提出して下さい。
(添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。)

なお、電話での御意見はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

[意見提出用紙]

宛 先： 環境省水環境部土壌環境課農薬環境管理室あて

氏 名：

住 所：〒

電話番号：

意 見：

< 該当箇所 >

< 意見内容 >

4 . 意見提出先

郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省水環境部土壤環境課農薬環境管理室あて

ファクシミリの場合 Fax:03-3501-2717

電子メールの場合

電子メールアドレス：mizu-noyaku@env.go.jp

なお、頂いた御意見に係る記載内容については、住所、電話番号を除き全て公開される可能性があることを御承知おき下さい。

5 . 資料の入手方法

インターネットによる閲覧

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>)

本事務局において配布

場所：東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館23階

環境省水環境部土壤環境課農薬環境管理室

郵送

郵送をご希望の方は、90円切手を貼付した返信用封筒（長3形。郵便番号、住所、氏名を記入したもの）を同封の上、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等希望」と明記して、上記4の提出先までお送りください。資料1から3、参考資料1、2を送付します。